



島根県報

平成31年2月5日（火）

号外第10号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の供用開始

（道路維持課） 2

告 示**島根県告示第76号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成31年2月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	松江木次線	雲南市大東町大東1434番10地先から同1633番12地先まで	メートル 25.17	平成31年 2月5日	雲南県土整備 事務所	
〃	上久野大東線	雲南市大東町金成84番2地先から同地先まで	64.88	平成31年 2月5日		
〃	〃	雲南市大東町金成29番1地先から同町大東1434番10地先まで	423.75	平成31年 2月5日		
〃	邑南飯南線	飯石郡飯南町下赤名2830番1地先から同972番2地先まで	224.01	平成31年 2月5日		
〃	匹見左鐙線	益田市匹見町紙祖イ2086番3地先から同イ2087番1地先まで	177.30	平成31年 2月5日	益田県土整備 事務所	